

中国会「書面添付シンポジウム」(オンライン開催)に 37金融機関等から75名、計約280名が参加

TKC中国会が「書面添付シンポジウム2020.Web」を開催。広島をメイン会場に、鳥取・岡山・島根・山口にサテライト会場を設け、Web会議システムのライブ配信によるハイブリッド形式で行われた。当日はTKC会員・職員、未入会税理士約200名のほか、37の金融機関等から75名が集い、計約280名が参加。「コロナ禍で注目される信頼性の高い決算書の意義」をテーマに、特別講演と、金融機関と企業経営者を交えたパネルディスカッションが行われた。

■とき：令和2年11月12日(木) ■ところ：ANAクラウンプラザホテル広島 (Web配信)

「信頼性の高い決算書」の役割を再確認

TKC中国会の書面添付推進委員会と中小企業支援委員会による「書面添付シンポジウム2020.Web」が中国税理士会認定研修として開催され、約280名が参加した。

冒頭の開会挨拶で、寺越愼一TKC中国会会長が次のように述べた。「今回、ハイブリッド形式でのシンポジウムに多くの参加者を集めて開催することができました。信頼性の高い決算書の役割について確認し、コロナ禍における中小企業支援を、金融機関の皆さまと一緒に取り組む機会となれば幸いです」

はじめに、広島

国税局総務部税理

士監理官の藪本義人氏が「書面添付の現状と今後の期待」と題して特別講演を行った。講演では、書面添付制度の目的や効果、制度の普及に向けた取り組み、税理士への期待などが語られた。

続くパネルディスカッションでは、経営者や金融機関をパネリストに招き「コロナ禍で重要性が高まる『決算書の信頼性』について、その意義と役割を考える」をテーマに活発な意見交換が行われた(次頁)。



寺越愼一会長

TKC中国会書面添付シンポジウム参加機関一覧

《中小企業支援機関》

- 中国財務局 ■鳥取県経営改善支援センター ■公益財団法人岡山県産業振興財団
- 岡山商工会議所 ■岡山県商工会連合会 ■島根県経営改善支援センター ■松江商工会議所
- 島根県事業引き継ぎ支援センター ■島根県事業承継ネットワーク事務所

《金融機関》

- 広島銀行 ■もみじ銀行 ■広島信用金庫 ■広島県信用組合 ■広島県信用保証協会
- 鳥取銀行 ■山陰合同銀行 ■鳥取信用金庫 ■中国銀行 ■トマト銀行 ■おかやま信用金庫
- 水島信用金庫 ■玉島信用金庫 ■吉備信用金庫 ■備前日生信用金庫 ■島根銀行
- しまね信用金庫 ■島根益田信用組合 ■島根県信用保証協会 ■西京銀行 ■萩山口信用金庫
- 西中国信用金庫 ■東山口信用金庫 ■山口県信用組合 ■山口県信用保証協会
- 山口フィナンシャルグループ ■商工組合中央金庫 ■日本政策金融公庫

(37機関計75名、順不同)

中小企業の本業支援には 金融機関と税理士の連携が不可欠

——このコロナ禍で、持続化給付金等の申請時に確定申告書や法人事業概況説明書などの税務関係書類が活用され、申告書の基となっている「決算書の信

頼性」の意義が高まっています。また、多くの中小企業で緊急融資が必要となりましたが、その際にも、決算書の信頼性を高める税理士法第33条の2第1項に基づく添付書面と、TKCモニタリング情報サービス(MIS)が役立ったとの声が上がっています。

新型コロナウイルスの影響は小さくありません。特に2020年の春先からは自粛要請による休業のため、売上が大幅に減少するなど経営へ大きな影響がありました。現在はウィズコロナの方針として、財務の健全性・信頼性・透明性の重視を掲げていま

す。今後は、事業計画策定や計画内容の検証など、伴走型でお客さまの本業支援を行ってまいります。本業支援においては中小企業の身近な存在である税理士の皆さま方のご協力が不可欠なものと考えております。

パネルディスカッション

コロナ禍で重要性が高まる 「決算書の信頼性」について、 その意義と役割を考える



◎パネリスト

東洋商事株式会社代表取締役
株式会社広島銀行法人企画部法人企画室長
TKC中国会巡回監査・事務所経営委員長

長谷川康垣氏
加計 巨樹氏
江見 匡史会員

◎コーディネーター

TKC中国会書面添付推進委員長

遠藤 清二会員

ます。

本日は企業経営者、金融機関、税理士のそれぞれの立場から、書面添付とMISについてご意見をお聞きたいと思っています。

まずは東洋商事の長谷川様と広島銀行の加計様に、コロナ禍の影響とそれに対する取り組みをお伺いします。

長谷川 東洋商事の代表を務める長谷川です。当社は広島市内に本社を構えており、創業46年目を迎えました。メインであるアミューズメント事業のほか、保育園事業や宿泊事業も行っており、年商は約38億円です。先代の父の時代から三木会計事務所さん(所長・三木武裕会員)にお世話になっています。

す。長期的な事業戦略のためには、強固な財務基盤と、金融機関との信頼関係の構築が欠かせないという考えからです。

加計 広島銀行の加計と申します。弊行では、コロナ禍に苦しみ中小企業の皆さまの事業継続を支えるため、資金繰り支援に迅速かつ柔軟に対応しているところです。具体的には、「新型コロナウイルス対応特別融資」の創設や休日相談を行い、約6500件に新規融資(うち約5200件は実質無利子融資)を実施しました。今は迅速な金融支援はもちろんのこと、現状に不安を抱えるお客さまの業績回復や事業継続のための「本業支援」に注力するステージに入っているという認識です。

難しい条件でも資金調達でき 書面添付の有益性を感じる

——ここから書面添付についてお話を伺ってまいります。長谷川社長、書面添付に関するエピソードについてお聞かせいただけますか。

長谷川 2009年頃、当社は残債約36億の銀行融資をリスキしており苦しい状況でしたが、ちょうどその頃に三木会計事務所さんとの顧問契約を結び、以後非常に親身にご支援いただき、2015年に債務超過の状態から脱出できました。また2018年に税務調査がありましたがおかげさまで申告内容に誤りがないとする通知もいただきました。そのタイミングで三木先生から「信用力を高めましょう」と、書面添付をお勧めいただきました。説明を聞いて、三木会計さんは私たちのことを心から信じて未来を考え、税理士の資格をかけて覚悟を持って向き合ってくださっているという印象

を受けましたね。

このコロナ禍では、緊急時にはキャッシュが重要だということとをあらためて感じました。企業経営において、キャッシュは血液です。血液がなければ死んでしまいますから、金融機関との取引はどうしても切り離せません。当社は現金商売でリスクの経験がある等、融資を受けるには難しい条件が揃っています。現在、六つの金融機関から無担保・無保証で運転資金約10億円を調達できており、金利は0%台。こうした結果が、書面添付の最高の有益性を物語っていると思います。

——「TKC方式の書面添付」の効果といえますね。では江見会員から、なぜ「TKC方式の書面添付」が決算書の信頼性を高めるといえるのか、解説をお願いできますか。

江見 「TKC方式の書面添付」は、巡回監査を前提としています。それは巡回監査の実践が、税理士法の遵守に直結して

いるからです。そのためTKC会員は、『TKC会計人の行動基準書』において「税理士法第45条に規定する『真正の事実』を確認し、『相当注意義務』を履行した証左とするため」、さらに「会計帳簿の証拠力を担保するため」に、巡回監査の徹底断行が求められています。

また、税理士法第46条により、添付書面の虚偽記載は懲戒処分の対象となります。このようなことから、巡回監査を実践した上で、税理士の資格をかけて作成された「TKC方式の書面添付」は、その申告書の基となっている決算書の信頼性も高めるといえるのです。

加計 金融機関としては、書面添付に大きな期待を寄せています。理由は二つあり、一つは、江見先生が言われたとおり、書面添付が決算書の信頼性を高めるものであること。近年、粉飾決算が増加しており、金融機関はお客さまの決算書の正確性の検証に非常に大きな労力を割い

ています。決算書の信頼性が高ければ、検証のための時間を削減でき、審査期間の短縮や与信判断でプラス材料になるなど、金融機関とお客さま双方にメリットがあるといえます。二つ目に、企業活動等の定性情報を得られること。添付書面に記載されている貴重な情報は事業性評価に活用できます。今後、金融機関が中小企業への金融支援や本業支援を進めていくためには、信頼性の高い決算書と充実した定性情報が必須です。

一方で、金融機関側の書面添付制度の認知度や浸透具合は、まだまだこれからだと思います。実際に営業店の現場で目にするのが少なく、その有益性を実感できる機会が少ないためです。私たち金融機関からの働きかけはもちろん、経営者、税理士の皆さま方には率先して取り組んでいただき、三者で協力しながら書面添付制度の定着と添付書面の品質向上を目指していきたいです。

——広島銀行様には、MISを活用したTKC専門融資商品を開発いただきました。

加計 広島銀行では、巡回監査を経て作成された信頼性の高い決算書と申告書が、電子申告と同時に提供されるMISを評価しており、提供開始間もない2016年11月から、積極的に利用してきました(12月11日現在、利用件数2124件)。

2019年10月には、MISを活用した「ひろぎん」TKCモニタリング情報サービス活用ローン」の取り扱いを開始しました。これはMIS利用企業を対象にした融資商品で、提出書面に応じて最大0.7%の金利引き下げが可能であり、税理士法第33条の2に基づく添付書面の提出も、金利引き下げ項目の一つとなっています。

本商品は、MISや書面添付制度を広島銀行が評価しているという一つの証として、ぜひお客さまへのご提案をお願いいたします。

税理士なら書面添付を実践して 経営者と「本気で向き合う」べき

——最後に加計様と長谷川様から、税理士への期待やメッセージをお願いできますか。

加計 これから中小企業は、成長に向けた事業内容の検討やビジネスモデルの転換など方針を決断する大事な局面がますます増えていくと思います。お客さまとのリレーションを深め、将来にわたって必要とされる存在であるためにも、今は非常に重要な時期です。

その中で私たち金融機関や税理士の皆さまが求められるのは、価値あるサービスを提供し、お客さまの成長や地元の発展に貢献することです。私たちとTKC会員の皆さまの目指す方向性は合致しています。従来以上に一歩踏み込んで連携を強化し、共に中小企業支援に取り組んでいきたいと考えていますので、どうぞよろしく願います。

長谷川 あえて失礼な言い方

をしますと、書面添付に取り組

めない税理士の皆さまは、経営者と本気で向き合われていないと思います。なぜこんなに熱くお伝えするかというと、皆さまがもっと書面添付に取り組まなければならない金融機関に浸透していかないからです。実際、銀行の営業担当者で書面添付を理解している方はほんのわずか。実は、私は信用金庫に約4年間務めていた経験がありますが、経営者と最も接触する機会の多い営業担当の方が理解してくだされば、上司に融資案件を相談する際の熱量が違ってきます。そして何よりも、書面添付によって決算書の信頼性が保証されるということ。経営者にとってこれほどありがたいことはありません。

税理士の皆さまには、もっと経営者にとって耳の痛いことも率直に伝えてもらえるような経営指導をしていただきたいです。その先には書面添付の取り組みがあり、私たち経営者自身が覚悟するきっかけにもつながるも

のと思っています。

——厳しくも熱いメッセージをいただき、ありがとうございます。江見会員から最後に意気込みをお願いします。

江見 書面添付制度は、単に調査省略や効率化のためだけにあるものではありません。私の事務所では、税務調査で見られるポイントを意識した月次巡回監査と添付書面を実践しており、それが関与先の意識の向上や、職員のレベルアップ、そして事務所全体の業務品質向上にもつながっていると感じています。

幸いにも、書面添付やMISへの金融機関の皆さまからの評価は高まっています。これらの推進は金融機関と税理士との関係を進展させる大きなチャンスにもなるはずです。

これまで以上に金融機関との連携を強固に、関与先と本気で向き合い、書面添付とMISの推進に全力で取り組んでまいりましょう！

(構成／TKC出版 小早川万梨絵)